

#### 4. 資産の管理状況

#### 4. 資産の管理状況

##### a) 資産所有者

各資産の所有者は、表2に示すとおりである。

表2 推薦する文化資産の所有者及び所在地

推薦資産	所有者	所在地
日光の社寺 1) 建造物群	1) 二荒山神社 2) 東照宮 3) 輪王寺	日光市山内、上鉢石町、 安川町
2) 遺跡 (文化的景観)	1) 日光市 2) 二荒山神社 3) 東照宮 4) 輪王寺 5) 照尊院	

##### b) 法的位置 づけ

推薦資産を構成する建造物群103棟は、「文化財保護法」(1950年5月30日公布:1897年公布の「古社寺保存法」を原型とする1929年公布の「国宝保存法」及び1919年公布の「史蹟名勝天然紀念物保存法」を統合したもの)第27条による国宝又は重要文化財に指定され、それらが所在するところの推薦地域は、同法第69条による史蹟に指定されている。

(以下、指定建造物及び指定地という。付属資料4「主要(国宝・重文)建造物目録及び官報告示写し」参照)

推薦資産に含まれる指定建造物の棟数及び土地の指定状況は、表3に示すとおりである。

指定建造物は、所有者が適切に管理・修理及び公開を行うことを原則とする(法第30条・31条・34条の2・47条の2・74条・75条)。

指定建造物及び指定地内の現状を変更する行為は制限され、あらかじめ国の許可を得なければならない(法第43条・80条)。

指定建造物の保存修理と管理には、必要に応じて国が経費を補助し、技術的指導を行う(法第35条・47条)。

指定建造物の大部分は、一年を通じて一般に公開されている。未公開の指定建造物についても、一部を除き定められた時期に見学することや、所有者の許

可を得て見学することができる。これらについて、「文化財保護法」に違反した場合は、罰則規定が適用される。

また、指定建造物が所在する地域は、「自然公園法」（1957年6月1日公布：1931年公布の「国立公園法」を再編）第10条に基づき国が指定した国立公園（特別保護地区、特別地域、普通地域）となっている。これらの区域内では、木竹の伐採や工作物の新築等が制限され、同法律に基づき管理されている。

指定建造物及びその立地する土地は、共に宗教団体として活動している法人の所有である。

緩衝地帯は、「自然公園法」、「都市計画法」、「森林法」、条例等によって保護されており、これらによる法的保護状況及び各制度概要を付属資料8・9に示している。

表3 条約上の資産種別と、推薦資産の国内法上の指定状況の対応表

条約上の資産種別	国内法上の指定区分		
	—	国宝	重要文化財
建造物群	1) 二荒山神社	—	23棟
	2) 東照宮	本殿・石の間及び拝殿、正面及び背面唐門（2棟）、東西透塀（2棟）、陽明門、東西廻廊（2棟）の8棟	34棟
	3) 輪王寺	大猷院靈廟本殿・相の間・拝殿の1棟	37棟
	国内法上の指定文化財数	9棟	94棟
	建造物合計	103棟	
	遺跡 (文化的景観)	史跡 (50.8ha)	

別添参考資料1 関係法・条例等

1 a 文化財保護法

1 b 自然公園法（抜粋）

c) 保護措置と  
保護措置の  
実施手段

- l c 日光市街並景観条例
- l d 史跡日光山内保存管理計画（抜粋）
- l e 日光国立公園日光地域管理計画（抜粋）

1) 推薦資産

推薦資産を構成する建造物群は、国（文化庁）が「文化財保護法」の規定によって国宝又は重要文化財として指定し、保護の措置がとられている。また、推薦資産が所在する地域は、国が「文化財保護法」の規定によって史跡に指定し、指定地内の環境と地上の建造物群及び地下遺構の保存を図っている。これら指定建造物及び史跡指定地に加えてその自然環境については、「自然公園法」の規定による国立公園（特別保護地区、特別地域、普通地域）として、国（環境庁）により保護されており、国の許可なく風致景観に影響を与える行為を行うことはできない。また、国立公園については管理計画を定め、きめ細かい規制誘導を行っている。

文化資産として登録しようとする建造物は木造が中心となるため、特に防火対策に比重を置いた管理に努めている。現在、すべての国宝・重要文化財建造物に自動火災報知設備を設置し、周囲には必要な各種消火設備及び避雷設備を完備している。加えて、所有者は自衛消防組織を結成し、公共消防機関の指導の下に、これに協力する体制をとっている。

付属資料7 火災報知設備・消火栓設備・避雷設備配置図

2) 緩衝地帯

資産の緩衝地帯は、「自然公園法」に基づく日光国立公園（特別保護地区、特別地域、普通地域）、「都市計画法」に基づく風致地区、「森林法」に基づく保安林及び「日光街並景観条例」による街並景観形成地域が設定され、建造物等の意匠、形態、色彩及び高さ等の規制により、一体的な歴史的風土、風致景観及び歴史的町並み景観等の歴史環境と自然環境が保護されている。

また、環境庁が日光国立公園の管理計画を定め、きめ細かい規制誘導を行うほか、各制度において、許可、届出受理等の監督が行われており、その中で土木建築行為等に対して適切な指導、勧告等が行われている。なお、違反者に対しては罰則規定が適用される。

付属資料3 a 推薦資産の範囲及び法的保護区分図

付属資料8 法的保護区分図

付属資料9 推薦資産及び緩衝地帯を構成する各制度の概要

d) 監督官庁	文化庁 環境庁	東京都千代田区霞ヶ関3-2-2 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
e) 管理水準と 連絡先管理 者の住所 氏名	<p>推薦資産の管理は、所有者が行うが、簡単な補修や応急的な修理（維持の措置）程度以上の修理は、事前に届出をするように「文化財保護法」で定められ、これに対し、文化庁が適切な技術的指導を行っているため、高い管理水準を保っている。</p> <p>連絡先管理者の住所氏名は、「6. モニタリング」の別表1-1)に記載する。</p>	
f) 承認済みの 関連諸計画	<p>推薦資産及び緩衝地帯は、「都市計画法」における用途地域の指定により、将来的にも推薦地域の自然環境や歴史的環境の保全と地域住民の生活環境の調和を図ることが可能である。</p> <p>日光における主要な開発計画は、「稲荷川緑の砂防事業」がある。この事業は、緩衝地帯内での計画ではあるが、地域住民の生活環境を保全するとともに、推薦地域の自然環境や歴史的環境を保全するための砂防工事に関する計画である。この計画は、「砂防法」等に基づき、土地の改変等が厳しく制限されており、資産に対する影響が少ないとして許可されたものである。</p> <p>また、推薦資産のうち、輪王寺では宗教活動の一環として伽藍の整備が計画されつつあるほか、資産の所有者において活用（便益）施設等の整備計画が策定されつつある。</p> <p>付属資料10 関連諸計画位置図</p> <p>なお、これら諸計画の具体項目は、「6. モニタリング」の別表2-2) - e) 参照。</p>	
g) 資金	<p>推薦資産の日常の維持管理は所有者が行っているが、保存修理を行う場合には、小修理その他特別な場合を除いて、国が50%の高率の補助金を交付し、さらに地方自治体も補助金を交付している。また、防災設備等の設置についても、国及び地方公共団体が、所有者に対し財政的援助を行っている。</p>	
h) 保存・管理 技術	<p>推薦資産を保存・管理するための技術は、高度な文化財保存・管理技術をもつ専門技術者を有し、さらに国選定保存技術（建造物彩色）の選定を受けた(財)日光社寺文化財保存会によって、伝統的建築技術が保持され、その技術の継承のための後継者育成が行われている。</p>	

( (具体的な専門家の内容、研修内容、経費は、「6. モニタリング」の別表1-4) を参照。 ) )

i) 見学者用の  
施設と観光  
統計

推薦資産は、日光国立公園の山水の秀麗な自然景観と一体をなし、古くから景勝地となり、現在も国内有数の観光地となっている。

また、年間約170万人の観光客があり、そのうち、約55万人は修学旅行生、約2万人は外国人観光客であり、国内をはじめ海外においても、広く周知されている。

なお、推薦資産内には来訪者の便宜を図るための解説板が随所に設置されているほか、宝物館、美術館、駐車場、トイレ、売店などの施設が整備されている。加えて、緩衝地帯内には宿泊施設、レストラン、駐車場などの施設が整備されている。

付属資料13 活用(便益)施設配置図

j) 管理計画

推薦資産の管理は、前記4-b)の法的位置づけにより、現状を変更する行為が制限されている。具体的管理は、以下の管理計画に基づき行う。

- ・『史跡日光山内保存管理計画書』日光市教育委員会策定 1998
- ・『日光国立公園日光地域管理計画書』環境庁策定 1997

k) 管理技術者

専門家、技術者、維持に係わる技能者等は、下記組織に属す。

文化庁	東京都千代田区霞ヶ関3-2-2
栃木県教育委員会	栃木県宇都宮市塙田1-1-20
日光市教育委員会	栃木県日光市中鉢石町999
(財)日光社寺文化財保存会	栃木県日光市山内2281

なお、具体的内容は、「6. モニタリング」の別表1-1) - a) に示す。